

# 令和5年度 空き家改修等支援事業補助金

空き家バンクに登録された空き家の改修費及び家財処分費について、予算の範囲内で補助します。

## (1) 補助対象者

◎白河市空き家バンクに登録された空き家の購入者又は賃借者

## (2) 補助の要件（主なもの）

- ① 当該空き家に5年以上定住すること
- ② 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること
- ③ 所有者又は所有者の3親等内の親族に該当する者が定住しないこと。
- ④ 市区町村税の滞納がないこと
- ⑤ 補助金の交付申請時に、購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ補助対象の工事が完了しているものが対象
- ⑥ 賃借者の場合は、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること。
- ⑦ 居室のほか、生活に必要な玄関、便所、台所、風呂等を備えていること

## (3) 補助率等

	補助率	上限額
改修費	1/2	150万円
家財処分費	定額	5万円

◎「改修費」について

- ・内外装、玄関、居室、便所、台所、風呂等を対象とした一般的な改修が対象。

○対象となる場合（例）

- ・屋根、外壁、雨樋等の補修
- ・クロスの張替や台所、お風呂、トイレなど水周りの改修

○対象とならない場合（例）

- ・外構工事や庭木の剪定・除草等
- ・エアコンや洗濯機等の購入費

◎「家財処分費」について

- ・空き家に残置された家財の撤去、運搬及び処分が対象

## (4) 申請方法

◎申請方法については、裏面をご確認ください。



白河市 市長公室 企画政策課 移住定住推進係  
TEL：0248-22-1111（内線 2331）  
MAIL：kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

## 申請方法

◎以下の申請の流れに沿ってお手続きください。

◎申請書等は、企画政策課で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。

◎補助金の交付申請時に、空き家バンク登録物件を購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ補助対象の工事が完了しているものが対象となります。

### ①着手前提出

◎**工事着手前**に以下の書類を提出ください。

- ①改修又は家財処分に係る見積書の写し
- ②改修又は家財処分に係る施工前の写真
- ③改修部位を明記した平面図

※本手続き時点においては、補助金の交付を確約するものではありません。補助金の交付は、以下の「⑤交付決定」において決定されます。



### ②改修工事等着手



### ③改修工事等完了



### ④交付申請

※この時点で、空き家バンク登録物件を購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ工事が完了しているものが対象となります。

◎工事終了後、以下の書類を提出ください。

- ①補助金交付申請書
- ②改修又は家財処分に係る契約書、工事の内容が確認できる書類及び領収書の写し
- ③改修に係る施工前及び施工後の写真
- ④改修部位を明記した平面図
- ⑤処分した家財の写真
- ⑥直近の市区町村の納税証明書
- ⑦確認済証（確認申請が必要な改修を行った場合）
- ⑧所有者の同意書（賃借者が事業を実施する場合）
- ⑨通帳の写し（銀行・支店・種別・口座番号・名義が記載されているもの）
- ⑩その他市長が必要と認める書類



### ⑤交付決定

◎補助金交付の決定を行います。



### ⑥請求・交付

◎補助金交付請求書を提出いただいた後、交付となります。

